

八木委員からの御意見

1 実践力の強化に向けた取組について

- 実効性のある防護対策という意味では、優先度を考慮した対策の目標を前面に出してはどうか。一例として、未就学児とその母親、妊産婦、授乳婦を優先的に避難させることを第一目標とするなど。

また、その実行にあたっては、あらかじめ住民との社会的合意形成（距離等の条件だけでなく、優先度に応じた避難を実施する）が必要であり、平常時のリスクコミュニケーションの目標として取り組んでいく必要がある。

- 滋賀県はある程度原子力発電所から離れていることから、福井県で避難等の防護対策がとられていても、滋賀県に対して国から避難等が指示されないケースが想定される。そのような状況下の対応（情報提供や、事態の進展の可能性を考慮した対応）も具体的に検討し、訓練等の範疇に加えることが実践力強化の点から重要であると考えられる。

- 初動対応マニュアル等を活用する職員の間で、危機レベルを共有できるようにすべきである。

- モニタリング業務は、充て職にすると、属性（妊娠の可能性のある女性等）によって対応が困難となり、災害時に対応が取れない場合も想定される。それらを考慮し、充て職ではなく個人指名にするなどの検討も必要だろう。

2 滋賀県原子力防災訓練（実動訓練）実施計画骨子について

- 安定ヨウ素剤を住民に服用させる訓練を実施する際は、「訓練で服用したから災害時も服用するもの」と誤った認識を植え付けないよう、啓発と必ずセットで行う必要がある。

- (1) 服用のタイミングが重要であること（早くても遅くてもダメ）
- (2) 服用に伴うリスクがあること
- (3) 安定ヨウ素剤は被ばく防止の万能薬ではないこと